

協議第 1 2 号

一般職員の身分の取扱いについて

一般職員の身分の取扱いについて提出する。

平成 14 年 12 月 11 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

一般職員の身分の取扱いについて

現に南部町、南部川村の一般職の職員である者は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

具体的な調整内容

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。

職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。

職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

平成 年 月 日確認